

介護保険住宅改修事業

1. 対象となる住宅改修

- ◎ 手すりの取り付け
転倒予防に手すりを取り付ける工事。
- ◎ 床段差の解消
敷居を低くする工事やスロープを固定設置する工事など。
- ◎ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
居室等を畳敷きから滑りにくい床材に取替える工事など。
- ◎ 引き戸等への扉の取替え
ドアから引き戸やアコーディオンカーテン等への取り替えなど。
- ◎ 洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への便器の取り替え。
- ◎ その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2. 対象者

要介護認定者（要支援、要介護の方）

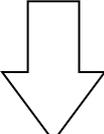
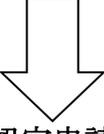
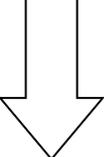
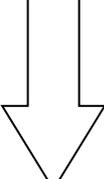
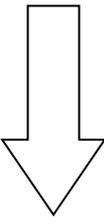
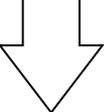
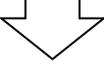
※要介護認定者でない方は対象となりません。

3. 給付額と給付方法

- ◎ 給付額について
 - 1 割負担者は90%
…対象工事費の上限20万円まで、支給上限額18万円まで
 - 2 割負担者は80%
…対象工事費の上限20万円まで、支給上限額16万円まで
 - 3 割負担者は70%
…対象工事費の上限20万円まで、支給上限額14万円まで
- ◎ 給付方法について
 - 償還払い 申請人へ
…被保険者本人が総工事費用の全額を施工業者に支払い、後日、町から対象額の9割、8割または7割を被保険者本人に給付する方法。
 - 受領委任払い 施工業者へ
…被保険者本人が総工事費用の1割、2割または3割を施工業者に支払い、後日、町から対象額の9割、8割または7割を住宅改修事業者に給付する方法。

※上記より、被保険者と施工業者が相談して決めてください。

4. 手続き方法

- ① 事前申込 …… 役場健康福祉課介護保険係に事前の申込みをしていただきます。
(住所、氏名、住宅改修の内容、施工業者の名前など)
※通常はケアマネージャー等が代行します。
「高齢者住宅改修給付認定申請書」をお渡しします。
- 
- ② 現地確認 …… ケアマネージャー、施工業者が、申請のあった御自宅に伺い、施工箇所等の確認などをおこないます。
- 
- ③ 認定申請提出 …… 「高齢者住宅改修給付認定申請書」と必要となる資料を準備して、役場健康福祉課介護保険係へ提出してください。
※ 申請者の氏名は、対象高齢者の氏名を記入してください。
- 
- ④ 認定決定通知 …… 申請いただいた書類を確認し、認定決定の通知を送付いたします。併せて施工完了後に提出していただく「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」を送付しますのでご確認ください。
※ 施工事業者へも役場より通知をいたします。
※ 受領委任払いを希望された場合、受領委任払いに係る申請書類を合わせて送付します。
- 
- ⑤ 施工着手 …… 認定決定通知が届いたら、工事を始めてください。
(事前着工不可)
- 
- ⑥ 施工完了 …… 工事が終わったら、工事にかかった費用を施工業者へ支払いしていただき、領収書をもってください。
※ 領収書の宛名は申請者の名前でもらってください。
※ 償還払いの場合、総工事費の額の領収書が必要となります。
※ 受領委任払いの場合、総工事費から給付対象の給付額を除いた額の領収書が必要となります。
(1割、2割または3割の領収書)
- 
- ⑦ 支給申請書提出 …… 4の④で送付しました支給申請書、必要書類及び領収書 (写し) を役場健康福祉課介護保険係に提出していただきます。
※ 申請者の氏名は、対象高齢者の氏名を記入してください。
- 
- ⑧ 竣工検査 …… 提出いただいた書類にて確認いたします。
※場合により現地確認を行うこともあります。
- 
- ⑨ 給付決定 …… 給付決定通知書を送付し、給付金をお支払いします。